省令

○総務省令第五十六号

電波法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日

総務大臣　片山　善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の九の十第一項中「ニ」を「ホ」に改める。

第五十一条の九の十一第一項第二号中「及びハ」を「、ハ及びホ」に改め、同条第二項中「若しくはロ」を「、ロ若しくはホ」に改め、同項第二号中「ロ」の下に「又はホ」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第八条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十五号）

二　老人福祉法第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第四十六号）

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第二条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二から第二十条の二までを次のように改める。

第七条の二から第二十条の二まで　削除

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二から第十七条までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「農業共済事業特別事務費補助金」を「農業共済事業特別事務費補助金　被災農家経営再開支援補助金」に、「農業経営対策整備交付金　牛肉等関税財源被災農家経営再開支援交付金　農業・食品産業強化対策整備費補助金」を「農業経営対策整備交付金　除塩事業費補助金　特別土地改良事業費補助金」に、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金」を「水資源開発施設災害復旧事業費補助金」に、「林業・木材産業改善資金造成費補助金」を「林業・木材産業改善資金造成費補助金　漁業協定等実施費補助金」に、「漁業共済事業業務費補助金」を「漁業共済事業業務費補助金　漁場等復旧支援対策費補助金」に、「漁業共済事業業務費補助金」を「共同利用漁船等復旧支援対策費補助金」に、「水産物加工・流通等対策事業費補助金」を「水産物加工・流通等対策事業費補助金　独立行政法人水産総合研究センター施設整備費補助金」に、「独立行政法人水産総合研究センター施設整備費補助金」を「養殖施設災害復旧事業費補助金　共同利用小型漁船建造費補助金　都道府県事務取扱交付金　地域自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）」に、「都道府県事務取扱交付金」を「都道府県事務取扱交付金　地域自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）」に、「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）　沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）」に、「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）　沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）」に、「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）　沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）」に、「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金を除く。）　沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）」に改める。

別表の二の項補助金等の名称の欄中「漁港施設災害復旧事業費補助」を「漁港施設災害復旧事業費　地域自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）」に、「都道府県事務取扱交付金」を「都道府県事務取扱交付金　地域自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

告示

○法務省告示第三百十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年七月九日から効力を生ずる。

平成二十三年六月二十二日

法務大臣　江田　五月

北海道厚岸郡浜中町長

北海道夕張郡栗山町長

○外務省告示第二百十五号

次に掲げる各国の政府は、昭和四十七年十月二十日にロンドンで作成された「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、同日に次に掲げる各国について効力を生じた。

ニカラグア共和国	平成十一年十二月二日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十二年十月五日
コモロイスラム連邦共和国	平成十二年十一月二十二日
ナミビア共和国	平成十二年十一月二十七日
シエラレオネ共和国	平成十三年七月二十六日
モンゴル国	平成十四年六月二十六日
スーダン共和国	平成十五年三月十一日
アルバニア共和国	平成十六年四月十五日
セントルシア	平成十六年五月二十日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日
グレナダ	平成十六年六月二十八日

（平成十二年三月六日付け、同年八月九日付け、平成十三年一月五日付け、同年七月四日付け、平成十四年一月二十八日付け、同年七月四日付け、平成十五年三月三十一日付け、平成十六年五月十四日付け及び同年八月二十五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年六月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男